

令和8年4月1日

高知小津高等学校不祥事防止委員会

不祥事根絶のための校内ルール (R7.7 改定)

本県において、一部の教職員による不祥事が相次いで発生し、本県の教育及び教育公務員に対する信頼が損なわれていることは非常に遺憾であり、本校においてもこれまでの反省を踏まえ、教職員一人ひとりが互いを信頼し合い、強い自覚と決意のもと職務を行うことが重要であると考えます。

私たち教職員は、生徒の健全な成長に寄与する学校教育に従事する者として、法令を遵守し、常に責任ある行動をするとともに、教育活動に専念することを誓います。

そのために、特に「わいせつ事案」「飲酒事案」「金銭をめぐる事案」に重点を置き、校内ルールを明文化し、全ての教職員が共通の認識を持って行動することで、本校から不祥事を発生させないよう努めます。

【わいせつ事案】

- ・生徒は当然のことながら他者の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- ・生徒への指導及び相談等の対応には、原則として複数名で対応し、生徒と個室で1対1となる状況は作らない。
- ・生徒とメール、SNS等による私的なやり取りはしない。やむを得ずSNS等でやり取りをする場合には、事前に保護者に了承を得るようにする。
- ・教職員個人のスマートフォン等の端末での生徒等の撮影は原則行わない。
- ・教職員同士で互いに注意し合うことで、不適切な言動を見過ごさない。

【飲酒事案】

- ・生徒引率中に飲酒はしない。
- ・酒席会場には、原則として自家用車（自転車を含む）では参加しない。
- ・運転代行での帰宅予定者は、事前に幹事にその旨を伝える。
- ・酒席など、職務外の場でも、教育公務員としての自覚を持ち、品位を保つ行動をする。

【金銭をめぐる事案】

- ・公金及び学校徴収金を、適正な手続きをせずに流用したり、私的な支払いに一時的であっても使ったりしない。
- ・業者への支払いは速やかに行う。
- ・年度の収支終了後、すみやかに決算書を作成し、責任者の点検を受けて、残金は適正に処理する。